

大分県報

令和元年 九月三日 第三五号

(火曜日)

目次

告示

- 一 青少年に有害な興行の指定……………
- 一 青少年に有害な図書等の指定……………
- 一 クリーニング師の研修等の指定……………
- 二 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………
- 二 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………
- 三 肥料の登録……………
- 三 肥料の登録の有効期間の更新……………
- 四 肥料の登録事項の変更……………
- 四 肥料の登録の失効……………
- 四 解除予定保安林……………
- 五 遊漁規則の変更認可(三件)……………
- 五 選挙管理委員会告示……………
- 七 大分市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………
- 八 大分市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………
- 九 警視等の昇任選考審査に関する規程の一部を改正する訓令……………
- 一〇 落札者等の公示(二件)……………
- 一〇 契約者等の公示……………

告示

大分県告示第百六十一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
令和元年九月三日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令和元年九月三日	映画	再会の浜辺 後悔と寝た女	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	暴虐女拷問	新東宝映画	
〃	〃	セールスレデイ ホットな愛蜜	新東宝映画	
〃	〃	さかり荘 メイドちゃんご用心	オーピー映画	
〃	〃	だまされてペロペロ わかれて貰います	オーピー映画	

大分県告示第百六十二号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。
令和元年九月三日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	発行所名等	指定理由
令和元年九月三日	雑誌	実話時代 二〇一九 九月号	三和出版(株)	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の健全な育成を害するおそれがある。

令和元年九月三日

大分県報(告示)

雑誌	実話ナツクルズ 月刊九月号	(株)大洋図書	年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。
----	---------------	---------	-----------------------------------

大分県告示第百六十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、次のとおりクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を指定した。

令和元年九月三日

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 第一型の研修の期日及び場所

期 日	場 所
令和・一一・二四	別府市青山町五番七三号 別府豊泉荘
令和・一二・一	大分市下宗方一〇三五―一 大分職業訓練センター

三 第二型の研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切期日

1 研修の受付期間及びレポート提出締切期日

研修の受付開始年月日	令和・一〇・一
受付締切期日	令和・一〇・二〇
レポート提出締切期日	令和・一一・三〇

2 講習の受付期間及びレポート提出締切期日

講習の受付開始年月日	令和・一〇・一
------------	---------

受付締切期日	令和・一〇・二〇
レポート提出締切期日	令和・一一・三〇

四 第一型の研修の科目及び時間数

- 1 廃棄物の処理（初回者） 二時間
- 2 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 3 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間
- 4 洗濯物の処理 一時間
- 5 繊維及び繊維製品 一時間
- 五 第二型の研修及び講習の科目及びレポート課題
- 1 衛生法規及び公衆衛生
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 六 受講料
- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む。） 八千円
- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 五千円
- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみのもの） 三千円
- 第二型研修 五千円
- 第二型講習 四千五百円

大分県告示第百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 形質変更時要届出区域

- 1 臼杵市大字搔懐字柳場五十四番四の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に

適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

大分県告示第百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パークプレイス大分

大分市公園通り西二丁目一番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 常 陰 均

変更後 代表取締役 橋 本 勝

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 山 口 聡 一

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外八十七者

変更後 イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

外八十者

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十九年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年八月八日

二 届出年月日

令和元年八月八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月三日から令和二年一月三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和元年九月三日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
大分県肥第 一一二七号	混合有機 質肥料	A D混 合有機 ペレッ ト三三三	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中都町一丁目五五〇八番地	平三二・ 三・二〇

大分県告示第百六十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
大分県肥第一〇一九号	魚廃物加工肥料	五・三魚廃物加工肥料	窒素全量五・三 りん酸全量三・五	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	大分県漁業協同組合大分市府内町三丁目五番七号	令四・五・二四
大分県肥第一〇五〇号	混合有機質肥料	混合有機質肥料粒状六六〇号	窒素全量六・〇 りん酸全量六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令四・二・一二
大分県肥第一〇六六号	混合有機質肥料	混合有機質肥料六〇一〇号	窒素全量六・〇 りん酸全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令四・七・一七
大分県肥第一〇九号	混合有機質肥料	四・二NK有混	窒素全量四・〇 りん酸全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令四・二・三

大分県告示第百六十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更があった。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
大分県肥第一〇九号	混合有機質肥料	混合有機質肥料S三	窒素全量三・〇 りん酸全量三・〇 加里全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令七・二・二五
大分県肥第二九二号	消石灰	六五・〇消石灰			変更の内容	
					変更前	変更後
					代表取締役 柴田喜久子	代表取締役 高島明夫
					西日本産業株式会社 佐伯市大字上岡一 二三七番地の一	
						平三一・三・一

大分県告示第百六十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日

大分県肥第 一〇六三号	乾燥菌 体肥料	SE SOI L(有 機質肥 料)	窒素全量 五・五 りん酸全量 二・八	れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	株式会社オオタニ 東京都大田区羽田二丁目 二六番一〇号	平三二・ 二・五
大分県肥第 一〇六四号	混合有 機質肥 料	くみあ いほか しペレ ット六 二〇号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	片倉コープアグリ株式会 社 東京都千代田区九段北一 丁目八番一〇号	平三一・ 四・一三

大分県告示第百七十号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定保安林の所在場所
宇佐市院内町原口字深見代一四六番二・一四八番一・字山ノ迫一五一番・一五二番・一六〇番一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
 - 三 解除の理由
農道用地とするため
 - 二一 解除予定保安林の所在場所
宇佐市院内町原口字深見代一四六番二・一四八番一・字山ノ迫一五一番・一五二番・一六〇番一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局

令和元年九月三日

並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百七十一号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 漁業権者の名称及び住所
大野川漁業協同組合
豊後大野市犬飼町久原六八六番地五

二 漁業権の免許番号
内共第三号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第七條 （遊漁料 の額及び 納付の方 法）第一 項	第三条に掲げる漁具、漁法を使用し て遊漁する場合で大野川漁業協同組合 事務所及び別に定める遊漁券販売所 において納付するときの遊漁料は次のと おりとし、遊漁する場所において納付 するときは次の表の額に一〇〇円を付 加して得た額とする。	魚種 うなぎを 除く全魚 種	漁具・ 漁法 （略）	期間 一日	遊漁料 二、二〇〇円
		うなぎ	（略）	一年	五、五〇〇円
四 変更後の遊漁規則の施行の日 令和二年四月一日。ただし、第七條第一項の表のうなぎを除く全魚種の項及びうなぎの	第三条に掲げる漁具、漁法を使用し て遊漁する場合で大野川漁業協同組合 事務所及び別に定める遊漁券販売所 において納付するときの遊漁料は次のと おりとし、遊漁する場所において納付 するときは次の表の額に一〇〇円を付 加して得た額とする。	魚種 うなぎを 除く全魚 種	漁具・ 漁法 （略）	期間 一日	遊漁料 二、一〇〇円
		うなぎ	（略）	一年	五、四〇〇円
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局	第三条に掲げる漁具、漁法を使用し て遊漁する場合で大野川漁業協同組合 事務所及び別に定める遊漁券販売所 において納付するときの遊漁料は次のと おりとし、遊漁する場所において納付 するときは次の表の額に一〇〇円を付 加して得た額とする。	魚種 あゆ、う なぎ、え なぎ、え のはを除 く全魚種	漁具・ 漁法 （略）	期間 一日	遊漁料 五、五〇〇円
		うなぎ	（略）	一年	三、三〇〇円

大分県報（告示）

五

項の遊漁料の改正は、同年三月一日

大分県告示第百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年九月三日

大分県知事 広瀬勝貞

一 漁業権者の名称及び住所

日田漁業協同組合

日田市大字高瀬字小シマ一六六一三

二 漁業権の免許番号

内共第七号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所		変更後	変更前
第六條 （遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のときは、無料の額。肢体不自由者のときは、次に掲げる額の二分の一に相当する額とする。）	第六條 （遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のときは、無料の額。肢体不自由者のときは、次に掲げる額の二分の一に相当する額とする。）	遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のときは、無料の額。肢体不自由者のときは、次に掲げる額の二分の一に相当する額とする。	遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のときは、無料の額。肢体不自由者のときは、次に掲げる額の二分の一に相当する額とする。
魚種	魚種	魚種	魚種
あゆ	あゆ	あゆ	あゆ
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年一〇、二〇〇円	一年一〇、二〇〇円	一年一〇、二〇〇円	一年一〇、二〇〇円
うなぎ	うなぎ	うなぎ	うなぎ
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年一〇、二〇〇円	一年一〇、二〇〇円	一年一〇、二〇〇円	一年一〇、二〇〇円
スッポン	スッポン	スッポン	スッポン
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年六、二〇〇円	一年六、二〇〇円	一年六、二〇〇円	一年六、二〇〇円
こい	こい	こい	こい
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年一、一〇〇円	一年一、一〇〇円	一年一、一〇〇円	一年一、一〇〇円
えの	えの	えの	えの
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年三、六〇〇円	一年三、六〇〇円	一年三、五〇〇円	一年三、五〇〇円
は	は	は	は
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一日	一日	一日	一日
三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円

変更箇所		変更後	変更前
第四條 （遊漁期間）	第四條 （遊漁期間）	次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。	次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。
魚種	魚種	魚種	魚種
あゆ	あゆ	あゆ	あゆ
（略）	（略）	（略）	（略）
期間	期間	期間	期間
一年二、一〇〇円	一年二、一〇〇円	一年二、一〇〇円	一年二、一〇〇円
わか	わか	わか	わか
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年三、六〇〇円	一年三、六〇〇円	一年三、五〇〇円	一年三、五〇〇円
え	え	え	え
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年五、一〇〇円	一年五、一〇〇円	一年五、一〇〇円	一年五、一〇〇円
い	い	い	い
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年八、二〇〇円	一年八、二〇〇円	一年八、二〇〇円	一年八、二〇〇円
う	う	う	う
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年三、一〇〇円	一年三、一〇〇円	一年三、一〇〇円	一年三、一〇〇円

大分県告示第百七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年九月三日

大分県知事 広瀬勝貞

一 漁業権者の名称及び住所

大分川漁業協同組合

大分市大字田原字下川原四五一番九

二 漁業権の免許番号

内共第八号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所		変更後	変更前
第四條 （遊漁期間）	第四條 （遊漁期間）	次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。	次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。
魚種	魚種	魚種	魚種
あまご	あまご	あまご	あまご
（略）	（略）	（略）	（略）
期間	期間	期間	期間
一年二、一〇〇円	一年二、一〇〇円	一年二、一〇〇円	一年二、一〇〇円
わか	わか	わか	わか
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年三、六〇〇円	一年三、六〇〇円	一年三、五〇〇円	一年三、五〇〇円
え	え	え	え
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年五、一〇〇円	一年五、一〇〇円	一年五、一〇〇円	一年五、一〇〇円
い	い	い	い
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年八、二〇〇円	一年八、二〇〇円	一年八、二〇〇円	一年八、二〇〇円
う	う	う	う
（略）	（略）	（略）	（略）
遊漁料	遊漁料	遊漁料	遊漁料
一年三、一〇〇円	一年三、一〇〇円	一年三、一〇〇円	一年三、一〇〇円

わかさぎ 十月一日から翌年四月十日まで
わかさぎ 十月一日から翌年三月三十一日まで

表

表

様式
(一) 遊漁承認証・表

遊漁承認証
(1級)

遊漁承認証
(1級)

下記の通り遊漁承認します。

下記の通り遊漁承認します。

下記の通り遊漁承認します。

下記の通り遊漁承認します。

No 年 月 日

No 平成 年 月 日

住所 (TEL)
氏名

住所 (TEL)
氏名

遊漁者 No 年 月 日

遊漁者 No 平成 年 月 日

承認期間 発行日より

承認期間 発行日より平成 年 月

日まで

日まで

魚種 (略)
漁具漁法 (略)
漁場 (略)
遊漁料 (略)

魚種 (略)
漁具漁法 (略)
漁場 (略)
遊漁料 (略)

大分川漁業協同組合 ㊦

大分川漁業協同組合 ㊦

<注意事項>

<注意事項>

1～8 (略)
9 下記の魚類は禁漁期間中採捕してはならない。

1～8 (略)
9 下記の魚類は禁漁期間中採捕してはならない。

魚種

禁漁期間

魚種

禁漁期間

あゆ (略)

あゆ (略)

あゆ (略)

あゆ (略)

えのほ (略)

えのほ (略)

えのほ (略)

えのほ (略)

わかさぎ 4月11日～9月30日

わかさぎ 4月1日～9月30日

※ (略)

※ (略)

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年八月十三日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十号

平成三十一年四月二十一日執行の大分市長選挙における選挙の効力に関し、大分市舞鶴町一丁目十二番十七号首藤淑子から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年九月三日

大分県選挙管理委員会委員 一 木 俊 廣

裁 決 書

大分県大分市舞鶴町1丁目12番17号

審査申立人 首藤 淑子

審査申立人 (以下「申立人」という。) から令和元年6月25日付けで提起された同年4月21日執行の大分市長選挙 (以下「本件選挙」という。) における選挙の効力に関する審査の申立てについて、大分県選挙管理委員会 (以下「当委員会」という。) は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第1 審査申立ての要旨

1 審査申立ての経緯

(1) 異議申出の棄却

ア 申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和元年5月7日に大分市選挙管理委員会 (以下「市委員会」という。) に対し異議を申し出た。

イ 市委員会は、同年6月3日、異議の申出を棄却する決定 (以下「原決定」という。) をした。

(2) 審査の申立て

申立人は、原決定を不服として、同年6月25日、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求める審査を申し立てた。

2 審査申立ての理由

審査申立書、反論書及び口頭意見陳述における主張から、その理由とするところを要約すれば以下のとおりである。

(1) 平成27年、平成28年に、申立人は拉致、監禁されたが、これには大分市役所職員等が関わっており、その総責任者が本件選挙の当選人佐藤樹一郎であることから、本件選挙は無効である。

令和元年九月三日

大分県 選挙管理委員会 (告示・異議審査告示)

七

令和元年 8月22日

大分県選挙管理委員会

委員長	一	木	俊	廣
委員	大	津	留	源
委員	矢	野	利	幸
委員	秦	喜	美	恵

この裁判に不服があるときは、当委員会を被告として、この判決書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる（公職選挙法第207条）。

大分県選挙管理委員会第四十一号

平成三十一年四月二十一日執行の大分市長選挙における前選の効力に関し、大分市舞鶴町一丁目十二番十七号知事選挙事務センターから選挙事務の申請について、次のとおり判決した。

令和元年九月三日 大分県選挙管理委員会 裁判書 一 木 啓 憲

大分県大分市舞鶴町1丁目12番17号
審査申立人 首藤 淑子

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月25日付で提起された同年4月21日執行の大分市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、大分県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり判決する。

主 文
本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第1 審査申立ての要旨

1 審査申立ての経緯

(1) 異議申出の棄却

ア 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和元年5月7日に大分市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議を申し出た。

イ 市委員会は、同年6月3日、異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」とい

(2) 市委員会も、(1)の事実を知りながら選挙を執行したのであれば責任がある。

(3) 大分県選挙管理委員会及び市委員会がすべきことは、まず記者会見を開くこと、そして申立人が市委員会に提出した異議申出書等を県民、市民に公にすることである。

第2 判決の理由

当委員会は、本件審査の申立てが形式的要件を備えたものであることから、これを適法なものとして認め、受理した後、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書を徴し、口頭意見陳述の機会を設けた上で、慎重に審理を行った。

・ 選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

・ ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。

・ また「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

・ そして、選挙に不正行為があつた事実については、「選挙の無効を主張する者において立証する責任がある」（昭和23年7月29日最高裁判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、審査申立ての理由について、次のとおり判断する。

1 審査申立ての理由(1)及び(2)について

申立人は、本件選挙が無効であると主張するが、具体的な事実に基づき主張はなく、本件選挙とは無関係の事実又は申立人の臆測を主張するのみであり、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは到底認められない。

よつて、申立人の主張は採用できない。

2 審査申立ての理由(3)について

申立人の主張は、選挙の効力の審理に無関係であることから、この請求に対応することが必要とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、原決定を取り消し、本件選挙における選挙の効力を無効とする申立人の主張は理由がない。

よつて、主文のとおり判決する。

う。)をした。

(2) 審査の申立て
申立人は、原決定を不服として、同年6月25日、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人佐藤樹一郎(以下「本件当選人」という。)の当選を無効とする
裁決を求める審査を申し立てた。

2 審査申立ての理由

審査申立書、反論書及び口頭意見陳述における主張から、その理由とするところを要約すれば以下のとおりである。

(1) 平成27年、平成28年に、申立人は拉致、監禁されたが、これには大分市役所職員等が関わっており、その総責任者が本件当選人であることから、本件当選人の当選人たる資格に関しての審査の申立てを行い、この当選は無効であると強く求める。

(2) 大分県選挙管理委員会及び市委員会がすべきことは、まず記者会見を開くこと、そして申立人が市委員会に提出した異議申出書等を県民、市民に公にすることである。

第2 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てが形式的要件を備えたものであることから、これを適法なものとして認め、受理した後、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書を徴し、口頭意見陳述の機会を設けた上で、慎重に審理を行った。

・ 当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決)とされている。

当委員会は、このような観点から、審査申立ての理由について、次のとおり判断する。

1 審査申立ての理由(1)について

当選人となり得るためには、候補者であること及び被選挙権を有すること等の資格が必要とされる。申立人は、本件当選人の当選人たる資格に関しての異議があると主張するが、本件当選人が当選人たる資格を欠くことについて具体的な事実に基づき主張は認められず、証拠の提出もない。

なお、当委員会が市委員会に確認したところ、本件当選人は、立候補届出を適法に受理されており、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第10条の規定による被選挙権を有し、

同法第11条、同法第11条の2及び同法第252条並びに政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条に規定する被選挙権を有しない者には該当しないことについて確認されている。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第142条に規定する関係を有するにもかかわらず公職選挙法第104条の届出をしていない当選者であるとの確認はできず、本件当選人が、当選人となり得る資格を有していないとは認められない。

よって、申立人の主張は採用できない。

2 審査申立ての理由(2)について

申立人の主張は、当選の効力の審理に無関係であることから、この請求に対応することが必要とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、原決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする申立人の主張は理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。

令和元年8月22日

大分県選挙管理委員会

委員長	一木俊廣
委員	大津留源
委員	矢野利幸
委員	秦喜美恵
示教	

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる(公職選挙法第207条)。

○ 訓 示

大分県警察本部訓令第10号

警察本部
警察学校
警察署

警視等の昇任選考考査に関する規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月三日

大分県警察本部長 石川 泰三

別表中「課長補佐級在職9年」を「課長補佐級在職7年」に、「副部長級在職9年」を「副部長級在職8年」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年九月三日から施行する。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察情報ネットワーク用通信機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部情報管理課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年六月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田 隆之

福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

五 落札金額

百三十万二千四百八十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年六月四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

汎用電子計算装置等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部情報管理課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年六月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

九百九十九万九千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年六月四日

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年九月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

大分県警察通信指令システム機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部生活安全全部地域課通信指令室

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和元年七月三日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田 隆之

福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

五 随意契約に係る契約金額

千五百七十八万八千八百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号に該当

令和元年九月三日

大分県報（公告）

一一